

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年8月31日
【発行者名】	U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ ( UBS ( Lux ) Bond Sicav )
【代表者の役職氏名】	シェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ ロバート・スティンガー ( Robert Sütinger ) メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ トーマス・ローズ ( Thomas Rose )
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、 J.F.ケネディ通り33A ( 33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg )
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三 浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三 浦 健 同 大 西 信 治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称】	U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル) - ハイ・イールド・ボンド(米ドル) ( UBS ( Lux ) Bond Sicav - USD Corporates ( USD ) / USD High Yield ( USD ) )
【届出の対象とした募集(売出)外国投資証券の形態及び金額】	届出の対象とした募集外国投資証券は、コーポレート・ボンド(米ドル)クラスP - a c c投資証券およびハイ・イールド・ボンド(米ドル)クラスP - a c c投資証券の2種類であり、いずれも記名式無額面投資証券である。 上限見込額は、以下の通りである。 コーポレート・ボンド(米ドル)について10億6,800万米ドル(約1,130億円) ハイ・イールド・ボンド(米ドル)について15億4,865万米ドル(約1,638億円)
(注1)米ドルの円貨換算は、便宜上、2020年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=105.80円)による。	
(注2)ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、投資証券は米ドル建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドルをもって行う。	
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2020年11月30日に提出した有価証券届出書(2020年12月21日、2021年2月26日、2021年4月30日、2021年7月26日および2021年8月10日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。)について、2021年8月31日付で、投資方針、投資制限、投資リスク、手数料等及び税金、役員の状況、手続等、管理及び運営に関する事項等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が更新されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

## 2 【訂正の内容】

### 第二部 ファンド情報

#### 第1 ファンドの状況

##### 2 投資方針

###### (1) 投資方針

<訂正前>

(前略)

###### 2. サブ・ファンドおよび特定の投資方針

U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル)

(中略)

サブ・ファンドはまた、その資産の10%を上限として、偶発転換社債( C o C o 債)に投資することができる。

C o C o 債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。

C o C o 債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

C o C o 債はまた、トリガー水準リスクにさらされる。トリガー水準と自己資本比率の間の差異によって、これらのトリガー水準は変動し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、債務証券の自己資本への転換を要求するトリガーを予測することが困難であることがある。

また、C o C o 債は、資本構造反転リスクにさらされる。発行体の資本構造において、C o C o 債は通常、従来の転換社債と比べて劣後するものとして分類される。ある場合において、C o C o 債への投資家は資本損失を被ることがあり、その一方で、受益者は、後々影響を受けるだけであるか、または、全く影響を受けない。

C o C o 債の利用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされることにも留意すべきである。C o C o 債の評価は、多くの予測不可能な要因、例えば、発行体の信用度およびその資本損失の変動、C o C o 債の需要および供給、一般的な市場状況および利用可能な流動性または発行体、発行体が事業を行う市場もしくは金融市場全般に影響を及ぼす経済、金融および政治における出来事などにより影響を受ける。

さらに、C o C o 債は、利払い停止のリスクにさらされる。C o C o 債の利払いは、発行体の裁量によって行われ、発行体は、いつでも、かつ、理由の如何を問わず、かかる支払を無期限に停止することができる。自由裁量による支払の停止は、支払の不履行とはみなされない。利払いの再導入また

は停止された支払の後日の支払を請求することは不可能である。利払いはまた、発行体の監督当局による承認を条件とし、利用することができる分配可能な準備金が不十分な場合には停止されることがある。利払いに関する不確実性により、C o C o 債は変動性が高くなる。利払いの停止は、急激な値下がりを生じる可能性がある。

C o C o 債はまた、繰上償還延期リスクにさらされる。C o C o 債は、永久債であり、管轄権を有する監督当局による承認を得た後、予め定められた日付にのみ償還することができる。サブ・ファンドがC o C o 債に投資した資本が返還されるという保証はない。

最後に、C o C o 債は、比較的新しく、よって、その市場および規制環境は未だ発展段階にあるため、未知のリスクにさらされる。したがって、C o C o 債の市場全体が発行体に関するトリガーまたは利払い停止に対してどのように反応するかは不確実である。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、米国の社債の広範なポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

(中略)

サブ・ファンドはまた、その資産の20%を上限として、偶発転換社債 (C o C o 債) に投資することができる。

C o C o 債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。

C o C o 債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

C o C o 債はまた、トリガー水準リスクにさらされる。トリガー水準と自己資本比率の間の差異によって、これらのトリガー水準は変動し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、債務証券の自己資本への転換を要求するトリガーを予測することが困難であることがある。

また、C o C o 債は、資本構造反転リスクにさらされる。発行体の資本構造において、C o C o 債は通常、従来の転換社債と比べて劣後するものとして分類される。ある場合において、C o C o 債への投資家は資本損失を被ることがあり、その一方で、受益者は、後々影響を受けるだけであるか、または、全く影響を受けない。

C o C o 債の利用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされることにも留意すべきである。C o C o 債の評価は、多くの予測不可能な要因、例えば、発行体の信用度およびその資本損失の変動、C o C o 債の需要および供給、一般的な市場状況および利用可能な流動性または発行体、発行体が事業を行う市場もしくは金融市場全般に影響を及ぼす経済、金融および政治における出来事などにより影響を受ける。

さらに、C o C o 債は、利払い停止のリスクにさらされる。C o C o 債の利払いは、発行体の裁量によって行われ、発行体は、いつでも、かつ、理由の如何を問わず、かかる支払を無期限に停止することができる。自由裁量による支払の停止は、支払の不履行とはみなされない。利払いの再導入または停止された支払の後日の支払を請求することは不可能である。利払いはまた、発行体の監督当局による承認を条件とし、利用することができる分配可能な準備金が不十分な場合には停止されることがある。利払いに関する不確実性により、C o C o 債は変動性が高くなる。利払いの停止は、急激な値下がりを生じる可能性がある。

C o C o 債はまた、繰上償還延期リスクにさらされる。C o C o 債は、永久債であり、管轄権を有する監督当局による承認を得た後、予め定められた日付にのみ償還することができる。サブ・ファンドがC o C o 債に投資した資本が返還されるという保証はない。

最後に、C o C o 債は、比較的新しく、よって、その市場および規制環境は未だ発展段階にあるため、未知のリスクにさらされる。したがって、C o C o 債の市場全体が発行体に関するトリガーまたは利払い停止に対してどのように反応するかは不確実である。

さらに、流動資産の控除後、当該サブ・ファンドはさらに、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権、引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または申込みにより取得した株式は、取得後12ヶ月を期限として売却しなければならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

## 2. サブ・ファンドおよび特定の投資方針

U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド (米ドル)

(中略)

サブ・ファンドはまた、その資産の10%を上限として、偶発転換社債 (C o C o 債) に投資することができる。関連するリスクは、「3 投資リスク a. リスク要因『C o C o 債の使用に関連するリスク』」の項に記載される。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用される当該サブ・ファンドは、米国の社債の広範なポートフォリオに投資することを希望する投資家に適している。

U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド (米ドル)

(中略)

サブ・ファンドはまた、その資産の20%を上限として、偶発転換社債 (C o C o 債) に投資することができる。関連するリスクは、「3 投資リスク a. リスク要因『C o C o 債の使用に関連するリスク』」の項に記載される。

さらに、流動資産の控除後、当該サブ・ファンドはさらに、その資産の10%を上限として、普通株式、持分権およびワラントならびに転換権、引受権またはオプションの行使により取得した株式、その他のエクイティ証券および利益配当証書ならびにエクスワラント債の個別売却後の残存ワラントおよびかかるワラントをもって取得した普通株式に投資することができる。

権利行使または申込みにより取得した株式は、取得後12ヶ月を期限として売却しなければならない。

(後略)

## (4) 投資制限

<訂正前>

(前略)

## 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S F により定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約な

らびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

（中略）

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合った報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、とりわけ、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびに本投資法人が受領する報酬に加え年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの証券に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

（中略）

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

（中略）

（ ）効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

##### 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品

本投資法人およびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに／または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および商品（以下「技法」という。）を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載されるとおり継続的に使用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が隨時決定されることがある。このような技法および商品の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

（中略）

証券貸付の分野で本投資法人に業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合った報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、年次ベースで見直され、必要に応じて調整される。

現在、独立当事者間で交渉された証券貸付取引から受け取る総収益の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収益の40%は、証券貸付仲介人たるU B S ヨーロッパS E ルクセンブルグ支店および証券貸付サービス提供会社たるユービーエス・スイス・エイ・ジーによってコスト／費用として保持され

る。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト／費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコスト／費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびユーピーエス・スイス・エイ・ジーは、UBSグループの一員である。

さらに、本投資法人は、証券貸付に関する社内の枠組み合意を作成している。かかる枠組み合意には、とりわけ、関連する定義、証券貸付取引の契約管理に関する原則および基準の記載、担保の信用度、認可を受ける取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬ならびに本投資法人が受領する報酬に加え年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

本投資法人の取締役会は、以下の資産クラスの金融商品を、証券貸付取引からの担保として承認し、これらの証券に対して以下の元本減免を適用する旨決定した。

(中略)

一般的に、以下の要件がレポ契約／リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

(中略)

( ) 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト／費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト／費用は、本投資法人の年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

( ) トータル・リターン・スワップからの純リターンの100%から直接および間接の運営コスト／費用を差し引いたものがサブ・ファンドに返還される。

( ) トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト／費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。

( ) トータル・リターン・スワップについては費用分割の取決めはない。

本投資法人およびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準（すなわち、これらの技法を利用しない場合）から大幅に上昇させてはならない。

(後略)

### 3 投資リスク

<訂正前>

#### a. リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の株価が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金とは異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・個別企業に特有の要因の変化
- ・金利の変動
- ・為替レートの変動
- ・商品およびエネルギー資源の価格の変動
- ・雇用、公共支出および負債、インフレ等の経済要因に関する変化
- ・法環境の変化、および
- ・特定の資産クラス（投資証券）、市場、国、業種およびセクターに対する投資家の信頼の変化

投資を分散させることにより、投資運用会社は、サブ・ファンドの価格に対するリスクへのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

サブ・ファンドがその投資によって特定のリスクにさらされる場合、かかるリスク情報は関連するサブ・ファンドの投資方針に規定される。

(中略)

C D O / C L O の使用に関連するリスク

(中略)

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

(中略)

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4)投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連して本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

(中略)

証券金融取引のエクスポート

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポート(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約/リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)	0 % - 10%	50%	0 %	100%	0 % - 50%	100%
U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	0 % - 50%	100%	0 %	100%	0 % - 50%	100%

(後略)

<訂正後>

#### a. リスク要因

サブ・ファンドの投資は大幅な価格変動を伴い、本投資法人の株価が取得時の価格を下回らないとの保証はない。投資法人は預貯金とは異なる。

こうした価格変動を発生させる要因またはその影響は以下のとおりであるが、これらに限定されない。

- ・個別企業に特有の要因の変化
- ・金利の変動
- ・為替レートの変動
- ・商品およびエネルギー資源の価格の変動
- ・雇用、政府支出と債務、インフレ等の循環要因の変化
- ・法環境の変化、および
- ・特定の資産クラス(投資証券)、市場、国、業種およびセクターに対する投資家の信頼の変化

投資を分散させることにより、投資運用会社は、サブ・ファンドの価格に対するリスクへのマイナスの影響を軽減させる努力をしている。

サブ・ファンドがその投資によって特定のリスクにさらされる場合、かかるリスク情報は関連するサブ・ファンドの投資方針に規定される。

(中略)

CDO / CLOの使用に関するリスク

(中略)

Coco債の使用に関するリスク

Coco債とは、関連する特定の条件に従い、予め定義されたトリガー事由が発生するとすぐに、予め決定された価格で自己資本に転換されるか、償却されるか、または、価値が切り下げられる可能性のあるハイブリッド債である。

Coco債の利用は、流動性リスクおよび転換リスクを含む構造特有のリスクを生じさせる。ある場合において、発行体は、転換証券を普通株式に転換するように手配することがある。転換証券が普通株式に転換された場合、本投資法人は、通常はこれらの普通株式に投資しない場合でも、自己のポートフォリオにおいてこれらの株式を保有することがある。

Coco債はまた、トリガー水準リスクにさらされる。トリガー水準と自己資本比率の間の差異によって、これらのトリガー水準は変動し、転換リスクの程度を決定する。サブ・ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、債務証券の自己資本への転換を要求するトリガーを予測することが困難であることがある。

また、Coco債は、資本構造反転リスクにさらされる。発行体の資本構造において、Coco債は通常、従来の転換社債と比べて劣後するものとして分類される。ある場合において、Coco債への投資家は資本損失を被ることがあり、その一方で、受益者は、後々影響を受けるだけであるか、または、全く影響を受けない。

Coco債の利用は、リターン・リスクまたは評価リスクにさらされることにも留意すべきである。Coco債の評価は、多くの予測不可能な要因、例えば、発行体の信用度およびその資本損失の変動、Coco債の需要および供給、一般的な市場状況および利用可能な流動性または発行体、発行体が事業を行う市場もしくは金融市場全般に影響を及ぼす経済、金融および政治における出来事などにより影響を受ける。

さらに、Coco債は、利払い停止のリスクにさらされる。Coco債の利払いは、発行体の裁量によって行われ、発行体は、いつでも、かつ、理由の如何を問わず、かかる支払を無期限に停止することができる。自由裁量による支払の停止は、支払の不履行とはみなされない。利払いの再導入または停止された支払の後日の支払を請求することは不可能である。利払いはまた、発行体の監督当局による承認を条件とし、利用することができる分配可能な準備金が不十分な場合には停止されることがある。利払いに関する不確実性により、Coco債は変動性が高くなる。利払いの停止は、急激な値下がりを生じる可能性がある。

Coco債はまた、繰上償還延期リスクにさらされる。Coco債は、永久債であり、管轄権を有する監督当局による承認を得た後、予め定められた日付にのみ償還することができる。サブ・ファンドがCoco債に投資した資本が返還されるという保証はない。

最後に、Coco債は、比較的新しく、よって、その市場および規制環境は未だ発展段階にあるため、未知のリスクにさらされる。したがって、Coco債の市場全体が発行体に関するトリガーまたは利払い停止に対してどのように反応するかは不確実である。

効果的なポートフォリオ運用の技法に関するリスク

(中略)

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4)投資制限 5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および商品」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたは買戻しきれないリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸付された証券を返還しない場合、担保の不正確な価格設定、市況の不利な動き、担保の発行体の信用度の低下、担保が取引される市場の流動性の欠如、担保を保有する保管会社の過失もしくは支払不能または(例えば支払不能による)法的契約の解除

によるか否かを問わず、受け取った担保が貸付証券の価値よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関する本投資法人が保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関する費用を含む。)を被るおそれがある。

(中略)

#### 証券金融取引のエクスポートージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポートージャー(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約/リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - コーポレート・ボンド(米ドル)	0 %	<u>15</u> %	0 %	<u>10</u> %	<u>10</u> %	<u>50</u> %
U B S ( Lux ) ボンド・シキャブ - ハイ・イールド・ボンド(米ドル)	0 % - <u>7</u> %	<u>15</u> %	0 %	<u>10</u> %	<u>10</u> %	<u>50</u> %

(後略)

#### 4 手数料等及び税金

##### (4) その他の手数料等

<訂正前>

(前略)

k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

k) 管理会社が投資者の利益につき集団訴訟に関与する場合、管理会社は、第三者に関して生じた費用(例えば、法律コストおよび保管受託銀行に関するコスト)を本投資法人の資産に対して請求することができる。さらに、管理会社は、すべての管理事務コストを請求することができる。ただし、かかるすべての管理事務コストは、証明可能かつ開示されており、本投資法人の総費用率(TER)の開示において考慮される。

1) 本投資法人の取締役に支払われる手数料、コストおよび費用(合理的な立替費用、保険料および取締役会に関連する合理的な交通費ならびに取締役の報酬)。

管理会社は、本投資法人の販売業務をカバーするために手数料を支払うことができる。

(後略)

## (5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、( )米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を発行することを授権されている場合、または( )一または複数の特定米国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授権されている場合に、米国市民または米国居住者およびパートナーシップもしくは会社の形態を有するか、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

### DAC6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(EU)2018/822(以下「DAC6」という。)が発効した。DAC6の目的は、EU加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できることにより、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げることである。

(後略)

<訂正後>

(前略)

FATCAにより定義される「特定米国人」

「特定米国人」という用語は、( )米国内の裁判所が適用法に基づき信託の管理のあらゆる面に関して命令または判決を発行することを授権されている場合、または( )一または複数の特定米国人が信託または米国市民もしくは米国居住者であった遺言者の財産に関してすべての重要な決定を行うことを授権されている場合に、米国市民または米国居住者およびパートナーシップもしくは会社の形態を有するか、米国でまたは米国の連邦もしくは州の法律に基づき設立された法人もしくは信託を指す。本項は、米国内国歳入法を遵守していなければならない。

### 2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

すべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法(Investmentsteuergesetz - InvStG)の意味における「その他のファンド」とみなされるため、ドイツ投資税法の第20条に基づく部分的課税免除の資格を有しない。

## D A C 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

2018年6月25日、報告対象となるクロスボーダー・アレンジメントに関連する税務分野における強制的な自動情報交換に関する規則を導入する理事会指令(E U)2018/822(以下「D A C 6」という。)が発効した。D A C 6の目的は、E U加盟国の税務当局が濫用的租税回避の可能性があるアレンジメントに関する包括的かつ関連する情報を取得できることにより、ならびに当局が有害な税務慣行に迅速に対処し、法律の制定または適切なリスク評価の実施および税務監査の実施によって抜け穴を塞げるようにすることである。

(後略)

## 第三部 外国投資法人の詳細情報

## 第1 外国投資法人の追加情報

## 2 役員の状況

&lt;訂正前&gt;

(2020年9月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資口
トーマス・ポートマン ( Thomas Portmann )	取締役会長 ( チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ )	ユービーエス・ファンド・マネジメント(スイス)エイ・ジー、バーゼル、マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ ( Thomas Rose )	取締役会役員 ( メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ )	U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
ロバート・スティンガー ( Robert Süttinger )	取締役会役員 ( メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ )	U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トビアス・ミーヤー ( Tobias Meyer )	取締役会役員 ( メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ )	U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)エグゼクティブ・ディレクター	該当なし

(注)本投資法人に従業員はない。本投資法人の独立監査人は、プライスウォーター・ハウス・コラーパス・ソシエテ・コペラティブ(PricewaterhouseCoopers, Société coopérative)である。

&lt;訂正後&gt;

(2021年5月末日現在)

氏名	役職名	略歴	所有投資口
ロバート・スティンガー ( Robert Süttinger )	取締役会長 ( チェアマン・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ )	U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)マネージング・ディレクター	該当なし
トーマス・ローズ ( Thomas Rose )	取締役会役員 ( メンバー・オブ・ザ・ボード・オブ・ディレクターズ )	U B S アセット・マネジメント・スイス・エイ・ジー(チューリッヒ)マネージング・ディレクター	該当なし

ラファエル・シュミット - リヒター (Raphael Schmidt - Richter)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント (ドイツ)ゲーエムベーハー、 フランクフルト エグゼクティブ・ ディレクター	該当なし
フランチェスカ・グア ニーニ (Francesca Guagnini)	取締役会役員 (メンバー・オブ・ ザ・ボード・オブ・ ディレクターズ)	UBSアセット・マネジメント( U K )リミテッド、ロンドン マネージング・ディレクター	該当なし

(注) 本投資法人に従業員はない。本投資法人の独立監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーベラティブ (PricewaterhouseCoopers, Société coopérative) である。

## 第2 手続等

### 1 申込(販売)手続等

<訂正前>

#### 海外における販売手続等

(中略)

別途規定されない限り、3%を上限とする購入時手数料が控除(または追加で徴収)され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関に支払われることがある。購入時手数料の計算につき様々な方法がとられることがある。

(後略)

<訂正後>

#### 海外における販売手続等

(中略)

別途規定されない限り、各々の販売会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、3%を上限とする購入時手数料が出資額から控除(または追加で徴収)されるかまたは純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関に支払われることがある。

(後略)

### 3 乗換え手続等

<訂正前>

#### 海外市場における乗換え

(中略)

投資額に係る最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が控除(または追加で徴収)され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関へ支払われる場合がある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

(後略)

<訂正後>

#### 海外市場における乗換え

(中略)

各々の販売会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、出資額に係る最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が控除(または追加で徴収)されるかまたは純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関へ支払われる場合がある。かかる場合、「買戻し手続等」の項に従い、買戻手数料が徴収されることはない。

(後略)

#### 4 その他

<訂正前>

(前略)

注文が各ファンド営業日の受付終了時刻以降に管理事務代行会社に登録された場合、注文日は翌ファンド営業日とみなされる。上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からることになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知れている価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる)。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

#### マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

(後略)

<訂正後>

(前略)

注文が各ファンド営業日の受付終了時刻以降に管理事務代行会社に登録された場合、注文日は翌ファンド営業日とみなされる。上記の規定はあるサブ・ファンドの投資証券を、関係するサブ・ファンドの純資産価額に基づいて、本投資法人の別のサブ・ファンドの投資証券に転換する場合にも適用される。

つまりは、決済のための純資産価額は注文を入れた時点では分からることになる(先渡し価格)。純資産価額は最新の知れている価格に基づいて計算される(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価を用いる)。適用される個々の評価原則は上記に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令に従って、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および/または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする(電子的手段による注文の受領を含む。)。同意書または注文書と同等の手段を書面として適用するためには、管理会社および/またはUBSアセット・マネジメント・スイス・エイジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

#### マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

(後略)

### 第3 管理及び運営

#### 2 利害関係人との取引制限

<訂正前>

利益相反

(中略)

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社および主たる販売会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)。

(後略)

<訂正後>

利益相反

(中略)

管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、主たる販売会社、証券貸付仲介人および証券貸付サービス提供会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)。

(後略)

## 第4 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

#### (5) 事業の内容及び営業の概況

<訂正前>

##### A. 管理会社

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

2020年9月末現在、管理会社は以下のとおり、414本の投資信託／投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

(後略)

<訂正後>

##### A. 管理会社

管理会社は、本投資法人と管理会社契約を締結し、当該契約に詳述された業務を遂行する。

管理会社は、本投資法人の所在地事務代行会社としても行為している。

2020年9月末現在、管理会社は以下のとおり、414本の投資信託／投資法人のサブ・ファンドの管理・運用を行っている。

(後略)

## 2 その他の関係法人の概況

### (1) 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

#### a. 資本金(株主資本)の額

2021年6月末日現在、5,000万円

(後略)

<訂正後>

(前略)

UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」「日本における販売会社」)

#### a. 資本金(株主資本)の額

2021年8月10日現在、5,165百万円

(後略)